

総合事業における通所サービスで利用期間制限のあるもの等

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	利用期間制限		サービスの名称	制限期間等	
	ある	ない			
合計	31	23			
1	名古屋市	○		ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	6カ月で終了
2	豊橋市		○		
3	岡崎市	○		短期強化型通所サービス	24週間で終了
4	一宮市	○		運動事業向上事業など 短期予防通所サービス	12～24週間で終了
5	瀬戸市	○		いきいきトレーニング	12週間で終了
6	半田市	○		通所型サービスC運動特化型	12週間、クール期間なしで、 継続12週間。翌年度リセット
7	春日井市	○		通所型サービスに係る 短期集中型サービス	24週間で終了
8	豊川市	○		短期集中通所サービス	概ね3～6カ月で終了 (介護予防マネジメントにより決定)
9	津島市	○		通所サービスA	
10	碧南市		○		
11	刈谷市	○		筋力向上トレーニング事業	継続して2クールの利用は可能
12	豊田市		○		
13	安城市	○		短期集中型介護予防サービス	12週間後、継続24週間で終了
14	西尾市	○		ころばん教室 かむかむ教室	ころばん教室は全16回又は20回、 かむかむ教室は全7回で終了
15	蒲郡市	○		短期集中通所サービス	12週間で終了
16	犬山市		○		
17	常滑市		○		
18	江南市	○		短期集中デイ(通所型サービスC)	12週間で終了(3カ月間)
19	小牧市		○		
20	稲沢市		○		
21	新城市	○		短期集中通所サービス	24週間で終了
22	東海市	○		かるやか個別教室、 かるやかグループ教室、 元気アップ教室	約12週間で終了
23	大府市		○		
24	知多市		○		
25	知立市	○		短期集中予防サービス	3～6カ月で終了
26	尾張旭市	○		通所型短期集中予防サービス	13週間で終了 ※従来から約3カ月の期間で実施している教室がある
27	高浜市	○		気軽に体操教室	24週間で終了

市町村名		利用期間制限		サービスの名称	制限期間等
		ある	ない		
合計		31	23		
28	岩倉市		○		
29	豊明市	○		元気アップ リハビリ	24週間で終了
30	日進市	○		足腰おたっしやクラブ	12週間後(3カ月)、 継続12週間(3カ月)で終了
				健口・健食げんきクラブ	24週間(6カ月)で終了
31	田原市	○		短期集中通所サービス	全12回で終了
32	愛西市	○		通所型サービスC	10週間で終了
33	清須市	○		きよす元気アップサービス、 きよす集中リハビリサービス	24週間で終了
34	北名古屋市	○			48週間で終了、24週間後クール期 間24週を経て継続48週間で終了
35	弥富市		○		
36	みよし市	○		通所型短期集中サービス	週2回を最大3カ月で終了
37	あま市		○		
38	長久手市		○		
39	東郷町	○		自立支援リハビリサービス	12～24週間で終了
40	豊山町		○		
41	大口町	○		通所サービスC事業 (体力アップ教室・筋力アップ教室)	6カ月で終了
42	扶桑町		○		
43	大治町		○		
44	蟹江町		○		
45	飛島村		○		
46	阿久比町		○		
47	東浦町	○		サービスC	12週間または24週間で終了
48	南知多町		○		
49	美浜町	○		美浜町運動機能向上訓練個別指導事業	12週間で終了
50	武豊町	○		通所型サービスC	3カ月で終了
51	幸田町	○		通所型サービスC	12～24週間で終了
52	設楽町		○		
53	東栄町		○		
54	豊根村		○		